平成27年労第8号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A県B郡に所在するC会社A製作所(以下「会社」という。)に雇用され、会社D工場において勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、同僚が運転する社用車に同乗し同工場から移動中、運転者が急なブレーキを踏んだ後に腰痛を発症したとして、同月〇日、E病院受診し「腰痛症」(以下「本件疾病」という。)と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、 療養補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件疾病は業務上の事由に よるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、請求人に発症した本件疾病は業務のため車に同乗していた際の運転者の急なブレーキ操作に起因するものであると主張するので、以下、検討する。
- (2) F医師の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、請求人は平成〇年〇月〇日に腰痛及び左下肢しびれを主訴にE病院に受診し、腰部椎間板障害と診断され通院していたことが認められる。これを受けて、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人には腰痛を来す基礎疾患として腰部椎間板障害があったのは間違いない。」と述べている。

F医師は、上記意見書において、要旨、平成○年○月○日に施行されたMR I上、外傷性変化はなく、椎間板の変性は軽度であると述べており、G医師も 上記意見書において、F医師の意見を追認している。当審査会としても、請求 人の病歴及び腰痛の発生状況からみて、両医師の意見は妥当であると判断する。

請求人が腰痛が生じた原因と主張する運転中の急なブレーキ操作について、運転者のHは申立書において、急ブレーキをかけた記憶が一切ないと申述しており、同乗者のIも申立書において、急ブレーキをかけられたという覚えがないと申述している。また、請求人自身、当時の運転は極めて安定した運行状況であったと申述している。したがって、G医師が述べるように、単なるブレーキ操作で基礎疾患である腰部椎間板障害を増悪させるほどの外力が作用したとは考えられず、業務外と思料するとのG医師の意見は、当審査会としても妥当と判断する。

- (3) そのほか、請求人の主張及び審査資料を子細に検討したが、上記判断を左右 する点は見いだせなかった。
- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認

められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。